

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福生市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福生市長

## 公表日

令和6年6月28日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>福生市は、福生市の住民(以下「住民」という。)を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するために、常に住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録を行うとともに、適正管理が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、福生市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、福生市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワーク)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>福生市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成</li> <li>転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正</li> <li>住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</li> <li>転入届に基づき、住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知</li> <li>本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付</li> <li>住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</li> <li>地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</li> <li>住民からの請求に基づく住民票コードの変更</li> <li>個人番号の通知及び個人番号カードの交付</li> <li>個人番号カード等を用いた本人確認</li> <li>マイナポータルサービスの検索及び電子申請機能による届出等の受領に関する事務</li> </ol> <p>なお、上記「9 個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条第1項(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)の規定に基づき、機構に対して事務の一部を委任する。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、証明書等コンビニ交付システム、サービス検索・電子申請機能

## 2. 特定個人情報ファイル名

- 住民基本台帳ファイル
- 本人確認情報ファイル
- 送付先管理ファイル
- 証明書等コンビニ交付ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>番号法 <ul style="list-style-type: none"> <li>第7条(指定及び通知)</li> <li>第16条(本人確認の措置)</li> <li>第17条(個人番号カードの交付等)</li> </ul> </li> <li>住基法(平成25年5月31日法律第28号施行時点) <ul style="list-style-type: none"> <li>第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>第7条(住民票の記載事項)</li> <li>第8条(住民票の記載等)</li> <li>第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li> <li>第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)</li> <li>第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>第22条(転入届)</li> <li>第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供)</li> <li>第30条の14(市町村の条例による本人確認情報の提供)</li> </ul> </li> </ol>
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 実施する ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表(以下「第2条の表」という。)(第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>:第三欄(情報提供者が)「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項</p> <p>○第2条の表の1の項、命令第3条 ○第2条の表の2の項、命令第4条  ○第2条の表の3の項、命令第5条 ○第2条の表の5の項、命令第7条  ○第2条の表の7の項、命令第9条 ○第2条の表の11の項、命令第13条  ○第2条の表の13の項、命令第15条 ○第2条の表の15の項、命令第17条  ○第2条の表の20の項、命令第22条 ○第2条の表の28の項、命令第30条  ○第2条の表の37の項、命令第39条 ○第2条の表の39の項、命令第41条  ○第2条の表の48の項、命令第50条 ○第2条の表の53の項、命令第55条  ○第2条の表の57の項、命令第59条 ○第2条の表の58の項、命令第60条  ○第2条の表の59の項、命令第61条 ○第2条の表の63の項、命令第65条  ○第2条の表の65の項、命令第67条 ○第2条の表の66の項、命令第68条  ○第2条の表の69の項、命令第71条 ○第2条の表の73の項、命令第75条  ○第2条の表の75の項、命令第77条 ○第2条の表の76の項、命令第78条  ○第2条の表の81の項、命令第83条 ○第2条の表の83の項、命令第85条  ○第2条の表の84の項、命令第86条 ○第2条の表の86の項、命令第88条  ○第2条の表の87の項、命令第89条 ○第2条の表の91の項、命令第93条  ○第2条の表の92の項、命令第94条 ○第2条の表の96の項、命令第98条  ○第2条の表の106の項、命令第108条 ○第2条の表の108の項、命令第110条  ○第2条の表の110の項、命令第112条  ○第2条の表の112の項、命令第114条 ○第2条の表の115の項、命令第117条  ○第2条の表の118の項、命令第120条 ○第2条の表の124の項、命令第126条  ○第2条の表の129の項、命令第131条 ○第2条の表の130の項、命令第132条  ○第2条の表の132の項、命令第134条 ○第2条の表の136の項、命令第138条  ○第2条の表の137の項、命令第139条 ○第2条の表の138の項、命令第140条  ○第2条の表の141の項、命令第143条 ○第2条の表の142の項、命令第144条  ○第2条の表の144の項、命令第146条 ○第2条の表の149の項、命令第151条  ○第2条の表の150の項、命令第152条 ○第2条の表の151の項、命令第153条  ○第2条の表の152の項、命令第154条 ○第2条の表の155の項、命令第157条  ○第2条の表の156の項、命令第158条 ○第2条の表の158の項、命令第160条  ○第2条の表の160の項、命令第162条 ○第2条の表の163の項、命令第165条  ○第2条の表の164の項、命令第166条 ○第2条の表の165の項、命令第167条  ○第2条の表の166の項、命令第168条</p> <p>(住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部総合窓口課
②所属長の役職名	総合窓口課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福生市役所 市民部総合窓口課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福生市役所 市民部総合窓口課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input checked="" type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ <input checked="" type="radio"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	公表日	平成27年3月31日	平成27年12月25日	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない
平成27年12月25日	I 関連情報 5. ②所属長	前課長名	現課長名	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない
平成27年12月25日	II しきい値判断項目 時点	平成27年2月28日時点	平成27年12月1日時点	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない
平成28年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	未記載前	・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の14(市町村の条例による本人確認情報の提供)	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない
平成28年12月1日	I 関連情報 5. ②所属長	課長名	現課長名	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない
平成30年1月22日	I 関連情報 1. ③システムの名称	住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム	住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、証明書コンビニ交付システム	事前	
平成30年1月22日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1 住民基本台帳ファイル 2 本人確認情報ファイル 3 送付先管理ファイル	1 住民基本台帳ファイル 2 本人確認情報ファイル 3 送付先管理ファイル 4 証明書コンビニ交付ファイル	事前	
平成30年12月1日	I 関連情報 5. ②所属長	課長名	所属長の役職名	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない
令和1年6月24日	IV リスク対策	該当なし	様式改正に伴い記載	事前	
令和3年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和3年6月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条第1項(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)の規定に基づき、機構に対して事務の一部を委任する。	番号法の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条第1項(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)の規定に基づき、機構に対して事務の一部を委任する。	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない
令和3年6月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	証明書コンビニ交付システム	証明書等コンビニ交付システム	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない
令和3年6月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイル名	4 証明書コンビニ交付ファイル	4 証明書等コンビニ交付ファイル	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない
令和5年2月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	省略 10 個人番号カード等を用いた本人確認 省略	省略 10 個人番号カード等を用いた本人確認 11 マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による届出等の受領に関する事務 省略	事前	
令和5年2月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、証明書等コンビニ交付システム	住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、証明書等コンビニ交付システム、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年10月26日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【○】委託しない 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か【 】	【 】委託しない 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か【 十分である 】	事前	令和5年11月1日より事業者により窓口の運用を行うため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者が)「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項</p> <p>○番号法第19条第8号別表第二(以下「別表第二」という。)の1の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)第1条</p> <p>○別表第二の2の項、別表第二省令第2条</p> <p>○別表第二の3の項、別表第二省令第3条</p> <p>○別表第二の4の項、別表第二省令第4条</p> <p>○別表第二の6の項、別表第二省令第6条</p> <p>○別表第二の8の項、別表第二省令第7条</p> <p>○別表第二の9の項、別表第二省令第8条</p> <p>○別表第二の11の項、別表第二省令第10条</p> <p>○別表第二の16の項、別表第二省令第12条</p> <p>○別表第二の18の項、別表第二省令第13条</p> <p>○別表第二の20の項、別表第二省令第14条</p> <p>○別表第二の21の項、別表第二省令第15条</p> <p>○別表第二の23の項、別表第二省令第16条</p> <p>○別表第二の27の項、別表第二省令第20条</p> <p>○別表第二の30の項、別表第二省令第60条</p> <p>○別表第二の31の項、別表第二省令第22条</p> <p>○別表第二の34の項、別表第二省令第60条</p> <p>○別表第二の35の項、別表第二省令第60条</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表(以下「第2条の表」という。)</p> <p>(第2条の表における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者が)「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項</p> <p>○第2条の表の1の項、命令第3条</p> <p>○第2条の表の2の項、命令第4条</p> <p>○第2条の表の3の項、命令第5条</p> <p>○第2条の表の5の項、命令第7条</p> <p>○第2条の表の7の項、命令第9条</p> <p>○第2条の表の11の項、命令第13条</p> <p>○第2条の表の13の項、命令第15条</p> <p>○第2条の表の15の項、命令第17条</p> <p>○第2条の表の20の項、命令第22条</p> <p>○第2条の表の28の項、命令第30条</p> <p>○第2条の表の37の項、命令第39条</p> <p>○第2条の表の39の項、命令第41条</p> <p>○第2条の表の48の項、命令第50条</p> <p>○第2条の表の53の項、命令第55条</p> <p>○第2条の表の57の項、命令第59条</p> <p>○第2条の表の58の項、命令第60条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○別表第二の37の項、別表第二省令第23条</li> <li>○別表第二の38の項、別表第二省令第24条</li> <li>○別表第二の39の項、別表第二省令第60条</li> <li>○別表第二の40の項、別表第二省令第60条</li> <li>○別表第二の42の項、別表第二省令第25条</li> <li>○別表第二の48の項、別表第二省令第60条</li> <li>○別表第二の53の項、別表第二省令第27条</li> <li>○別表第二の54の項、別表第二省令第28条</li> <li>○別表第二の57の項、別表第二省令第31条</li> <li>○別表第二の58の項、別表第二省令第60条</li> <li>○別表第二の59の項、別表第二省令第60条</li> <li>○別表第二の61の項、別表第二省令第32条</li> <li>○別表第二の62の項、別表第二省令第33条</li> <li>○別表第二の66の項、別表第二省令第37条</li> <li>○別表第二の67の項、別表第二省令第38条</li> <li>○別表第二の70の項、別表第二省令第39条</li> <li>○別表第二の77の項、別表第二省令第41条</li> <li>○別表第二の80の項、別表第二省令第43条</li> <li>○別表第二の84の項、別表第二省令第60条</li> <li>○別表第二の89の項、別表第二省令第60条</li> <li>○別表第二の91の項、別表第二省令第60条</li> <li>○別表第二の92の項、別表第二省令第45条</li> <li>○別表第二の94の項、別表第二省令第47条</li> <li>○別表第二の96の項、別表第二省令第48条</li> <li>○別表第二の101の項、別表第二省令第60条</li> <li>○別表第二の102の項、別表第二省令第50条</li> <li>○別表第二の103の項、別表第二省令第51条</li> <li>○別表第二の105の項、別表第二省令第60条</li> <li>○別表第二の106の項、別表第二省令第53条</li> <li>○別表第二の108の項、別表第二省令第55条</li> <li>○別表第二の111の項、別表第二省令第56条</li> <li>○別表第二の112の項、別表第二省令第57条</li> <li>○別表第二の113の項、別表第二省令第58条</li> <li>○別表第二の114の項、別表第二省令第59条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2条の表の59の項、命令第61条</li> <li>○第2条の表の63の項、命令第65条</li> <li>○第2条の表の65の項、命令第67条</li> <li>○第2条の表の66の項、命令第68条</li> <li>○第2条の表の69の項、命令第71条</li> <li>○第2条の表の73の項、命令第75条</li> <li>○第2条の表の75の項、命令第77条</li> <li>○第2条の表の76の項、命令第78条</li> <li>○第2条の表の81の項、命令第83条</li> <li>○第2条の表の83の項、命令第85条</li> <li>○第2条の表の84の項、命令第86条</li> <li>○第2条の表の86の項、命令第88条</li> <li>○第2条の表の87の項、命令第89条</li> <li>○第2条の表の91の項、命令第93条</li> <li>○第2条の表の92の項、命令第94条</li> <li>○第2条の表の96の項、命令第98条</li> <li>○第2条の表の106の項、命令第108条</li> <li>○第2条の表の108の項、命令第110条</li> <li>○第2条の表の112の項、命令第114条</li> <li>○第2条の表の115の項、命令第117条</li> <li>○第2条の表の118の項、命令第120条</li> <li>○第2条の表の124の項、命令第126条</li> <li>○第2条の表の129の項、命令第131条</li> <li>○第2条の表の130の項、命令第132条</li> <li>○第2条の表の132の項、命令第134条</li> <li>○第2条の表の136の項、命令第138条</li> <li>○第2条の表の137の項、命令第139条</li> <li>○第2条の表の138の項、命令第140条</li> <li>○第2条の表の141の項、命令第143条</li> <li>○第2条の表の142の項、命令第144条</li> <li>○第2条の表の144の項、命令第146条</li> <li>○第2条の表の149の項、命令第151条</li> <li>○第2条の表の150の項、命令第152条</li> <li>○第2条の表の151の項、命令第153条</li> <li>○第2条の表の152の項、命令第154条</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○別表第二の116の項、別表第二省令第60条</li> <li>○別表第二の117の項、別表第二省令第60条</li> <li>○別表第二の120の項、別表第二省令第60条 (別表第二における情報照会の根拠)</li> <li>:なし (住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わな</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2条の表の155の項、命令第157条</li> <li>○第2条の表の156の項、命令第158条</li> <li>○第2条の表の158の項、命令第160条</li> <li>○第2条の表の160の項、命令第162条</li> <li>○第2条の表の163の項、命令第165条</li> <li>○第2条の表の164の項、命令第166条</li> <li>○第2条の表の165の項、命令第167条</li> <li>○第2条の表の166の項、命令第168条 (住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わな</li> </ul>		
令和6年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	



